

地域の会第192回定例会 資料

令和元年6月5日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（5月8日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（5月8日）以降の原子力規制庁の動き

令和元年6月5日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

5月22日 第8回原子力規制委員会

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）

—規則等の改正を踏まえた変更、浸水防止設備の変更等—

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

5月 9日 第713回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

5月29日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（190）

【規制法令及び通達に係る文書】

5月16日 発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受領

5月27日 溶接安全管理審査申請書及び申請変更届出書を受理
溶接安全管理審査の結果及び評定結果を通知

【被規制者との面談】

5月21日 柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）の異常について

5月23日 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設の是正結果について

5月24日 水密扉ロック機構不良について

5月28日 柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機の過給機と構造等が同様の過給機の点検実績について

5月30日 三菱電機株式会社子会社の不適切行為への対応状況について

5月31日 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設の是正結果について

【その他・公開会合】

5月30日 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

5月15日 事業者への軽微な指摘の公表（平成30年度第4四半期分）

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は下記のとおり

① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<令和元年6月4日版>（令和元年6月2日測定分）

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13486/24/192_20190602_20190604.pdf

② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

＜令和元年6月4日版＞（試料採取日：令和元年5月26日～6月1日）

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13491/24/278_4_20190604.pdf

以上

委員ご質問への回答

【高桑委員】

「原子力災害事前対策の策定において参考すべき線量のめやすについて」

- (1) 6, 7号機で極端な事故が起きた場合、環境に放出される放射性物質による住民の被ばく線量はおよそ何Svになるのですか。

4月の回答は「その発生率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であるとは考えられない極端な事故が万が一発生した場合には、すでに定められている防護措置に加えて追加の対策を実施するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むことになります」でした。

6, 7号機で極端な事故が起きた場合、住民の被ばく線量はおよそ何Svと試算しているのですか。

【回答】

- ご質問の「その発生率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であるとは考えられない極端な事故」について、住民の被ばく線量の試算はしておりません。

- (2) “極端な事故においても、被ばく線量が100mSv／週を超えないことを求めるものではない”とのことですがとのことですが、事故による住民の被ばく線量の上限は定めないのでですか

4月の回答は「事前対策めやす線量100mSvは、備えておくことが合理的であると考えられる事故に対して、被ばく線量がその水準を超えないように防護戦略を策定するために、被ばく線量の目安についての水準を表すものとして設定したものです。その発生率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であるとは考えられない極端な事故が万が一発生した場合には、すでに定められている防護措置に加えて追加の対策を実施するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むことになります」でした。

事故による住民の被ばく線量の上限は定めないということですか。

そうならば、住民の被ばく線量の限度を定めないのは何故ですか。

【回答】

- 今回作成した事前対策めやす線量は、備えておくことが合理的な事故を仮想的に想定し、その事前対策を考える上で、被ばく線量が一定の水準を超えないように、事故に見合った被ばく線量の水準を表すものであり、被ばく線量の上限を定めたものではありません。

- なお、国際放射線防護委員会（ICRP）では、原子力災害のような非常事態が起こった場合（緊急被ばく状況）、平常時の対策（将来起こるかもしれないがんのリスクの増加を抑えること）よりも、重篤な確定的影響を防ぐための対策を優先することとされており、被ばく線量の上限を定めるのではなく、被ばく低減を進めることとされています。